

# I 第10回WGの意見等報告

2014年11月14日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社





# 1. 第10回WGにおける意見等報告（航空）－①

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
1	資料1	第9回WGの意見等報告について	項番2：通関士審査業務の新設について  （委員意見）（関係団体）（海上 通関WG委員） 「審査と申告の分離」は通関士にとって労働環境の改善につながるため次期NACCSでは是非実施して頂きたい。また、申告後の訂正の「CCA」については、イレギュラーであることと法改正の必要も出てくる可能性もありペンディングとさせて頂きたい。	提案どおり進めさせていただきます。
			項番3：1MAWBあたりのHAWB件数の拡大（輸出・輸入）について  （委員意見）（航空 通関WG委員） 1MAWB当たりのHAWB件数について、6,000件程度で十分である。 （現在Documentとして処理している件数を合わせても、4,000件未満を推移しているので、B to C貨物の増加があったとしても6,000件程度で問題ないとする）	資料7「1MAWBあたりのHAWB件数の拡大」のとおり進めさせていただきます。
			（委員意見）（航空 通関・物流等WG委員） 当初5,000件への拡張予定のところ、WGにて1万件への拡張を新たに要望した。この要望以外の懸念は特になし。	
2	資料2	利用者ID体系の見直しについて<2>	（委員意見）（航空 通関・物流等WG委員） 提案どおりで特段懸念なし。	提案どおり進めさせていただきます。
3	資料3	WebNACCS対象業務の変更について	（委員意見）（航空 通関・物流等WG委員） 提案どおりで特段懸念なし。	提案どおり進めさせていただきます。
			（意見）（関係団体） I I D等の照会業務のタブレット端末対応の充実を図ってほしい。	
			（委員意見）（航空 通関WG委員） WGにおいて、官での運用については税関での運用は考えていないとあったが、一番通関に関連する税関での運用が望めないのであれば、開発費をかける重要な要素ポイントがずれるように思われる。税関検査時等の対応に利用出来る様な仕様を再度検討願いたい。現在、通関関連で追加機能として出されている照会関連の機能（最終ページ参照）だけの追加であれば、拡張する意味があるのか疑問である。	ご要望につきましては、関税局・税関にお伝えいたします。

# 1. 第10回WGにおける意見等報告（航空）－②

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
4	資料4	事項登録業務・確認業務の追加について<2>	(委員意見) (航空 通関・物流等WG委員) 任意であり、既存の業務フローが残るとのことなので、提案どおりで特段懸念なし。	提案どおり進めさせていただきます。
			(意見) 輸出入マニフェストに係る事項登録業務について利用する予定はない(複数社)。	輸出入マニフェスト通関申告に係る事項登録業務につきましては、資料6「事項登録・確認業務の追加<3>」にて説明します。
			(委員意見) (航空 通関WG委員) 現行機能への追加となるので、現行業務上自社システムの開発などが必要ないような構成になるよう希望する。	事項登録業務は任意であり、利用しない場合は、既存の業務フローで申告可能です。また、事項登録業務を利用せず、既存業務のみで申告を行う場合は、自社システムへの影響はありません。
5	資料5	海上システムにおける航空貨物取扱の廃止について	(委員意見) (航空 通関・物流等WG委員) 提案どおりで特段懸念なし。	提案どおり進めさせていただきます。
			(意見) (関係団体) 航空⇒海上は対応しないとなっているが、現状、航空からの見本貨物到着後、保税での海上登録業務、以降の海上業務の運用が存在する。物量が少ないことから報告されているが、手続き等での繁雑化解消の為、システム化対応を希望する。	ご要望の内容が、航空貨物として到着後、海上システムで輸入する場合であれば、WGでもご提案したとおり、航空システムで処理することとなります。
6	資料6	<p>現行プログラム変更要望の次期対応について</p> <p>項番 : 29 区分1 : 航空・海上 区分 : 通関 要望元 : 事務所個別 業務コード : A M A 検討要否 : ○</p>	<p>(要望内容) オンラインリアルタイム口座を使用した修正申告の場合にも、通常の輸入申告の場合と同様に、記事欄の内容を管理資料情報(C B F 7 6 2 0口座使用明細データ(営業所別実績))の「AWB番号/社内整理用番号」欄に出力してほしい。</p> <p>(検討状況) 検討する(*単純に記事欄を出力するという要望であれば)</p> <p>(意見) (関係団体) リアルタイム口座を使用した修正申告でも記事欄情報を管理資料に出力する事は実現して頂きたい。</p>	検討いたします。

# 1. 第10回WGにおける意見等報告（航空）－③

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
7	資料6	項番 : 69 区分1 : 航空・海上 区分 : 通関 要望元 : 事務所個別 業務コード : I D A , J T B 検討要否 : ×	<p>(要望内容)                      輸入申告事項登録（I D A）業務で、輸入承認証欄に「I : 輸入承認証（有為替、または無為替及び有為替両方がある場合）」が入力された場合、輸入承認証等欄に「I L N O」又は「I L N J」（J E T R A Sを利用する場合のコード）が必須入力となっているので、当該項目を入力し忘れた場合、エラーを出力してほしい。</p> <p>(検討状況)                      仕様確認後検討可否決定。→ 変更要望内容の通り、「I」、「F」が入力された場合の「I L N O」または「I L N J」の必須チェックはない。</p> <p>(意見) (関係団体)                      誤謬申告の防止に役立つものとして、要否：Xではなく、再検討をして欲しい。</p>	輸入承認証等欄の欄数に上限があり全てのコードが入力されるとは限らないため、輸入承認証欄とのチェックは行っておりません。このためその他の他法令についても相関チェックは行っていません。仮に他法令関係の項目の相関チェックを全て実施した場合、システム処理に多大な負荷が掛る恐れがあります。
8	資料6	項番 : 88 区分1 : 航空・海上 区分 : 通関 要望元 : 日海貨 業務コード : M O A 検討要否 : ×	<p>(要望内容)                      M O A業務の履歴が参照出来ないの、整理番号を入力するとM O A関連業務の履歴が見れるようにしてほしい。</p> <p>(第9回WG意見及び回答)                      ・他港や他業者が輸出申告して撤回や取止めしていた場合、同車両のM O T A Sが不突合になり、輸出許可できないが、撤回や取止めしていた事実は荷主に調べてもらわないとわからない。M O T A S登録履歴があることをM O Aを送信した際に、エラー表示されるようにできないか？ → システム的に対応は困難です。</p> <p>(委員意見) (海上 通関・物流等WG委員)                      「システム的に対応は困難」との回答であるが、どういう理由で困難なのか詳細の説明をお願いしたい。例えば、M O A業務で入力する「輸出整理番号」や「車両特定番号」をキーにして、輸出申告や輸出申告撤回、輸出自動車情報取止が行われた履歴を照会出来るような業務を新規に作ることで、履歴を知ることが出来ると思う。それが無理なら、せめて、一度登録されているM O Aを再度行おうとした際にエラーにして欲しい。税関審査までに過去のM O A登録履歴の有無が分からない為、M O Aの二重登録を税関から指摘されて初めて知ることになり、時間がない中、M S Xを取消して書類を税関窓口へ提出しに行かねばならず、時間的に非常にロスとなる。</p>	関係省庁の取締りの観点から対応は困難です。
9	資料6	項番 : 91 区分1 : 航空・海上 区分 : 通関 要望元 : 日海貨 業務コード : M O A 検討要否 : × → ○	<p>(要望内容)                      入力後、出力コードS M O Aに番号が入らないため、出力したものにM O T A Sの番号が記載されたものが出力されるようにしてほしい。</p> <p>(第9回WG意見及び回答)                      出力して紙面でチェックを基本としているため、M O A画面を出力した場合、紙面にM O T A S番号があるとありがたい。→ M O A実施後の送信画面またはI M O業務の照会結果画面を印刷してご利用ください。</p> <p>(委員意見) (海上 通関・物流等WG委員)                      M O A業務後の処理結果電文を印刷しても、M O T A S番号（輸出自動車情報登録番号）は出力されない。また、現状M O T A S番号が電文を印刷したペーパーに印字されないため、複数のM O A業務申請時にM O T A S番号を探すのに手間が掛っており、業務に支障が生じている。探すのに手間が掛っているM O T A S番号を入力しなければできないI M O業務での照会では、そもそも解決できない。よって、この回答は業務の実態を把握されておらず、不適切と言わざるを得ない。M O A業務後の処理結果電文を印刷する際にM O A番号を出力するようにするか、M O A業務後に登録通知情報を出力するよう、改めて要望する。</p>	M O A業務後の受信一覧の処理結果電文を右クリックして印刷すればM O T A S番号（輸出自動車情報登録番号）を印刷することができません。しかしながらM O A業務で登録した内容は印刷できませんので、入力控を出力する方向で検討いたします。

# 1. 第10回WGにおける意見等報告（航空）－④

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
10	資料6	項番 : 108 区分1 : 航空・海上 区分 : 通関 要望元 : 海上WG委員 業務コード : - 検討要否 : × → ○	<p>(要望内容)            現行の少額申告ではH S 9桁入力ができるようになってきているが、9桁入力しようとするとエラーとなる。            (4桁入力は可能)「申告官署の自由化」により、他税関にも申告が可能になると、少額の場合がH S入力が必須になる。また「I V A」が利用されるようになることを考えると、H S 9桁を入力すれば(大額と同様に)少額の品名欄にタリフの品名が表示されるようにして欲しい。電子化になっても少額の品名入力だけが手入力として残ることになり事務の簡素化を阻害する。</p> <p>(検討状況)            検討しない。            少額申告の場合、当該欄は任意項目です。入力する場合は4桁まで入力可能な仕様となっています。            品名欄には正しい品名を入力する必要があります。</p> <p>(委員意見) (関係団体) (海上 通関WG委員)            少額の場合は品名が必須入力となっている。品名の入力方法として現行のインボイス品名の手入力の他H Sコード9桁を入力することでタリフの品名を自動払い出し(大額申告と同様)されるようにしていただきたい。</p> <p>(理由)            インボイスをデータで受信する場合、大額申告は手入力部分が少ないが少額は全申告において品名を手入力しなければならぬ。また、「申告の自由化」に向けて遠隔地の税関に申告するにはH Sコードの入力が必須になることが想定されH Sを入力して品名の手入力を省くことで少額の事項登録の電子化が実現する。</p>	ご意見を踏まえ検討いたします。
11	資料6	項番 : 9 区分1 : 航空 区分 : 貨物 要望元 : J A F A 業務コード : H C H 検討要否 : ○	<p>(要望内容)            一度で入力できる件数を最低でも20件に増やしてほしい。</p> <p>(検討状況)            検討する。WGにて要望内容詳細確認。</p> <p>(委員意見) (航空 通関WG委員)            現在は10件となっているが、30件程度に上げることは可能か？</p>	ご意見を踏まえ検討いたします。
12	資料6	項番 : 11 区分1 : 航空 区分 : 貨物 要望元 : J A F A 業務コード : H D F 検討要否 : ×	<p>(要望内容)            同じMAWBへ混載仕立ての変更処理を登録する場合、正常処理となるよう変更いただきたい。</p> <p>(検討状況)            要望内容確認後検討可否決定。前回の更改時H D F業務に複数の作業を一纏めにした為、この様に一部作業に不便が生じたのではないか。現状J A F Aで強い改善要望はなく、更改当初の一時的な問題であった可能性が高い。            → 検討対象外としてよい。(J A F A)</p> <p>(第9回WG意見及び回答)            現状当該ケースは存在し、実運用において支障が生じている。            第4次N A C C Sにおいては処理可能だったので、再度検討いただきたい。            → システム負荷が大きいため対応が困難です。</p> <p>(委員意見) (航空 通関・物流等WG委員)            H D F業務の不具合「複数MAWBからの仕立て変更がエラーとなる」の件については、混載可能件数(現行3,000件)の問題の影響が大きいため、1万件への拡大に伴い解消すると思われる。</p>	資料7「1MAWBあたりのHAWB件数の拡大」で混載可能件数を9,999件に拡大することをご提案予定ですので、本件については検討いたしません。

# 1. 第10回WGにおける意見等報告（航空）－⑤

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
13	資料6	新規 区分1 : 航空・海上 区分 : 通関 要望元 : 大阪通関業会 業務コード : - 検討要否 : x	(委員要望) 「申告の自由化」に伴う申告部門の自動払い出しについて ・特別通関部門がある官署などにおいては、執務時間外に申告する場合には通常の部門とは異なる部門が設定されている。申告官署の自由化により遠隔地の税関に申告する場合には申告の都度部門を調べなければならないことになるため自動的に申告部門を払い出す仕組みを構築して頂きたい。	申告官署の自由化について具体的な内容は不明です。要望については、関税局・税関にお伝えいたします。
14	資料6	新規 区分1 : 航空・海上 区分 : 通関 要望元 : 日本貿易会 業務コード : I D A 検討要否 : ① ○ ② x	(現状) ① 輸入申告事項登録（I D A）時、輸入者コードと輸入取引者コードが両方入力されている場合、輸入取引者が優先され、輸入者には許可データが通知されない。 ※ さらに輸入者が自社通関した場合は、輸入取引者の方に許可データが来ないように見受けられる。 ② 輸入取引者コードが未入力の場合、輸入許可通知書上、輸入取引者コードがハイフン（-）表示となりC C I S、N A C C S共に許可データが輸入取引者に提供されない。  (要望) ① 輸入申告事項登録（I D A）にて項番13；輸入者コード、項番24；輸入取引者コードが両方入力されている場合、輸入者、輸入取引者双方に許可データが流れるような仕様にしてください。 ② 輸入者コード、輸入取引者コードへの入力を必須としていただきたい。 (申告種別がH（輸入（引取）申告）、J（輸入（引取・特例）申告）のみ必須）※ J A S T P R Oコードや税関発給コード未取得の会社がN A C C Sを通して通関申告するケースではダミーコード=99999などをI D A業務で入力する。	①検討します。 ②輸出入者コードを入力しなければ輸入者を特定できませんので、輸入許可情報を出力することはできません。99999では輸入者を特定できません。
15	資料6	新規 区分1 : 航空・海上 区分 : 通関 要望元 : 日本貿易会 業務コード : I D C 検討要否 : x	(現状) 審査区分2；書類審査、審査区分3；検査となった場合、荷主側担当者が速やかに検知し対応を協議する必要があるが（顧客への納期遅延の連絡が必要かどうかの判断等）、現状は通関業者にのみ輸入申告控えが通知され、直接、荷主が知ることが出来ない仕組みとなっている。  (要望) 通関業者から速やかに連絡が来ないケースもあり、繊維・食料などの貨物では翌日必着など時間的余裕がないため、審査区分2、3の場合は、審査区分決定のタイミングで申告者（通関業者）だけでなく、荷主にも輸入申告の一部の情報を提供していただきたい。 ※ 申告No、申告日、審査区分、記事（荷主用）等を審査結果として、荷主に通知していただきたい。	荷主側への申告情報の提供につきましては、反対意見もございますので実施しないこととします。
16	資料6	新規 区分1 : 航空・海上 区分 : 通関 要望元 : J I F F A 業務コード : I C G 検討要否 : x	(要望) I C G業務での表示項目について、コンテナサイズおよびタイプをコンテナ番号と併記して出力できるように変更していただきたい。	コンテナサイズ及びコンテナタイプを確認する場合は、「コンテナ情報照会（I C N）」業務をご利用ください。
17	資料6	新規 区分1 : 航空・海上 区分 : 通関 要望元 : 日海貨 業務コード : - 検討要否 : ○	(要望) 搬入時申告を行い搬入時にエラーとなった場合、エラー通知が処理結果通知のみであり該当の申告を探すのに苦労するため、エラーがあったことが一目で分かるようにしていただきたい。	自動起動での申告にエラーがあった場合、エラーがあったことが直ちに分かるような仕組みを検討いたします。

# 1. 第10回WGにおける意見等報告（航空）－⑥

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
18	資料6	新規 区分1 : 航空・海上 区分 : 通関 要望元 : 日本貿易会 業務コード : I D A 検討要否 : x	(要望) これまで要望していた「通関業者から荷主への諸掛の請求書を統一フォーマット化（NACCS経由での入手）」については、「請求情報登録（ACT）」業務及び「支払選択登録（PAS）」業務の機能を準用すれば、比較的開発規模を小さく出来ると考えられることから、改めて通関業者から荷主への諸掛請求データ並びに支払実績データのEDI化の検討を強く要望する。	NACCS業務開発は、国際運送貨物の流通により直接に関連する業務を優先すべきであり、NACCSを利用する業者間の経理処理に関する業務開発は、現段階での優先順位は低く、検討いたしません。